

# 消防の動き



2018  
8  
No.568



消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 目次

CONTENTS

平成30年8月号 No.568

**巻頭言** 「安全・安心のまち」の実現に向けて～新たな課題への取り組み～

(千葉県消防局長 石塚 正徳)

## Report

熱中症による救急搬送の状況	4
平成29年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要	7

## Topics

平成30年安全功労者内閣総理大臣表彰式	12
平成30年度における消防防災施設整備費補助金及び 緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況	13
平成30年度救急業務のあり方に関する検討会の開催	15
寄贈救急自動車事業について	16
平成30年度全国防災・危機管理トップセミナー（町村長）	17
災害時における外国人支援に向けた取組を支援しています	19

## 先進事例紹介

査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について (京都府 京都市消防局)	21
「いろいろなアイテムを活用した広報活動」(大分県 由布市消防本部)	26

## 消防通信～望楼

郡山地方広域消防組合消防本部（福島県）／海老名市消防本部（神奈川県） 宇和島地区広域事務組合消防本部（愛媛県）／高吾北広域町村事務組合消防本部（高知県）	28
---	----

## 消防大学校だより

幹部科における教育訓練 ～新規科目の導入について～	29
---------------------------	----

## 報道発表

最近の報道発表（平成30年6月24日～平成30年7月23日）	31
--------------------------------	----

## 通知等

最近の通知（平成30年6月24日～平成30年7月23日）	32
広報テーマ（8月・9月）	32

## お知らせ

電気器具の安全な取扱い	33
9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ！	34
第66回全国消防技術者会議の開催について	35
「第23回防災まちづくり大賞」の事例募集	36
危険物施設等における事故防止について	37
「地域防災を担う人づくり」国際シンポジウムの開催	38



■表紙  
本号掲載記事より

# 「安全・安心のまち」の 実現に向けて ～新たな課題への取り組み～



千葉市消防局長 石塚 正徳

千葉市は、東京湾の穏やかな海に面した日本一の総延長を誇る人口海浜（いなげの浜・検見川の浜・幕張の浜）を有し、郊外には里山も残る、温暖な気候に恵まれた都市です。

本市では、市民が自らのまちの魅力を知り、誇りをもつことができるような、また、市外の方に訪れてみたいと思っただけのような都市となることを目指し、様々な取り組みを行っています。平成30年は、千葉のまちの礎を築いた千葉氏中興の祖、千葉常胤の生誕900年の年であり、これに合わせて、千葉氏ゆかりの自治体の首長が一堂に会し、第2回千葉氏サミットを開催しました。また、昨年10月には、文化財保護法の規定により、集落を伴うムラ貝塚として日本最大級の遺跡である加曽利貝塚の特別史跡指定が告示され、貝塚として日本初・県内では初の特別史跡となるなど、都市アイデンティティ（千葉市らしさ）の確立に向けた取組みを推進しています。

東日本大震災から7年が経過するなか、地震調査委員会による「全国地震動予測地図2018版」では、本市で今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率が85%と、都道府県庁所在地で最も高い結果となり、様々な災害に即時対応する消防の役割がますます大きくなっています。当局では、大規模・複雑多様化する災害から97万市民の安全・安心を守るため、今年度は2つの事業に力を入れております。

1つ目は、「住宅防火対策の推進」です。延焼危険性の高い地区を対象に、大規模地震時における電気火災抑制の効果が期待できる感震ブレーカー等の無償配布や、設置費に対する助成を実施しています。さらに、他の地域についても、市民の自助による設置が進むように様々な普及啓発活動を推進しています。また、住宅防火講話及び一人暮らしの高齢者を対象とした住宅防火訪問指導、幼少年向け防火教育を積極的に実施することで、幼少年から高齢者まで各世代で必要とされる防火知識の普及啓発を図っております。

2つ目は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた安全・安心な体制の構築」です。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（オリンピック3競技・パラリンピック4競技）が幕張メッセで開催されることから、開催競技場管轄消防機関として、対応計画の内容を充実させ、安全・安心な体制の構築を図っております。また、警防面だけでなく、宿泊施設や観光客が立ち寄る可能性の高い観光施設及び事故発生率が高く、テロの標的として懸念される危険物施設等に対する重点査察等に努めています。

本年11月には、本市が昭和23年に千葉市消防署を設置し、自治体消防としての一步を踏み出してから70周年を迎えます。この70年の間に先人の叡智とたゆまぬ努力により組織・施設・人員等の消防力の強化を着実に図って参りましたが、今後も、新たな課題に正面から立ち向かい、「安全・安心のまち 千葉市」の実現に向け、職団員一丸となり、全力で取り組んでまいります。

## 熱中症による救急搬送の状況

救急企画室

### 1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員数の調査を行い、全国で毎年4万人以上の方が熱中症により救急搬送されています。今年度は、4月30日から調査を開始し、7月22日までに43,813人(※速報値)の方が熱中症で救急搬送され、昨年度の同時期と比較して17,612人増加しました。

特に、7月16日から7月22日までの週の搬送人員数は22,647人で、平成20年の調査開始以来、週単位で過去最多を記録しました。今後も35℃以上の猛暑日が続く所もある見込みですので、更なる熱中症に対する予防が

必要であり、住民の熱中症に対する関心を高め、あらゆる機会を通じて積極的に予防啓発を行っていただくことを目的として、今年度の熱中症による救急搬送状況・予防等についてお伝えします。

### 2 熱中症による救急搬送状況

#### ① 週別の推移 (図1)

7月に入り搬送人員数が増加しています。特に、7月9日から15日までの週の搬送人員数は9,956人、7月16日から22日までの週の搬送人員数は22,647人と急激に増加しています。

平成30年の熱中症による救急搬送状況 (週別推移)

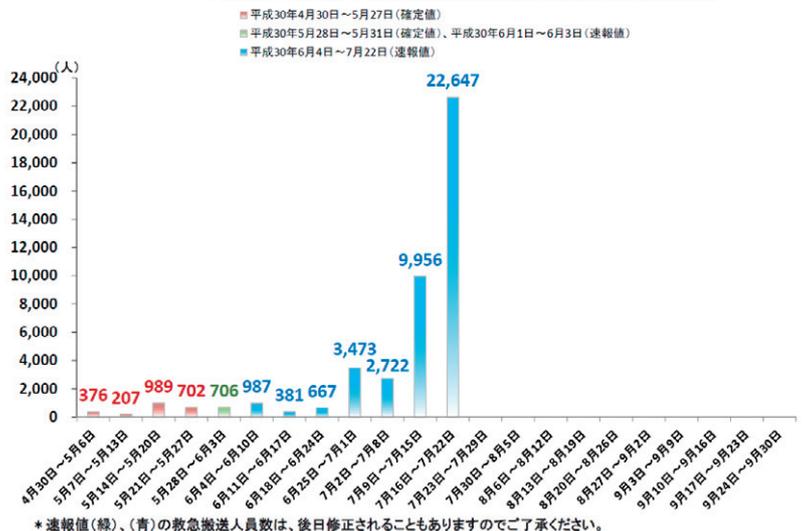


図1

平成30年 都道府県別熱中症による救急搬送人員数 合計搬送人員数 前年との比較 (4月30日から7月22日)

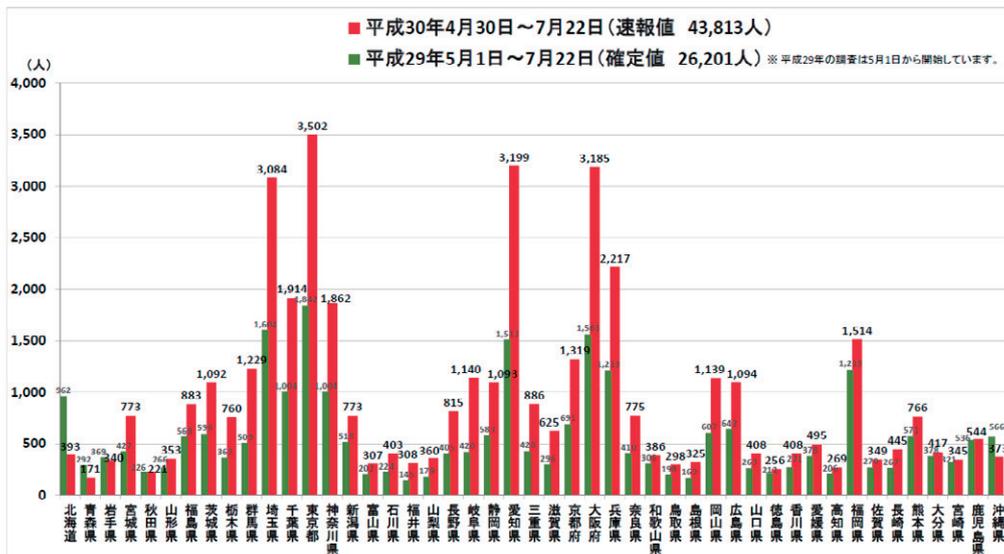


図2

## ② 都道府県別の合計（図2）

4月30日から7月22日までの熱中症による救急搬送人数の合計43,813人のうち、東京都が3,502人と最も多く、次いで愛知県3,199人、大阪府3,185人、埼玉県3,084人、兵庫県2,217人となっています

## ③ 年齢区分ごとの救急搬送人員数（図3）

4月30日から7月22日までの熱中症による救急搬送人数の合計43,813人のうち、高齢者が20,928人と最も多く、次いで成人15,573人、少年6,817人、乳幼児494人、新生児1人となっています。救急搬送人員数の半数近くを高齢者が占めます。高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

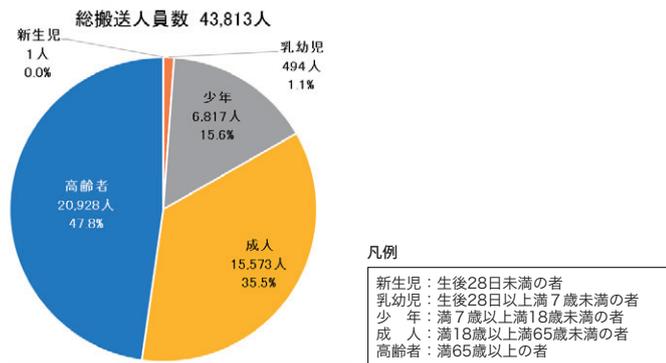


図3

## ④ 傷病程度ごとの救急搬送人員数（図4）

4月30日から7月22日までの熱中症による救急搬送人数の合計43,813人のうち、軽症（外来診療）28,170人と最も多く、次いで中等症（入院診療）14,074人、重症（長期入院）1,110人、死亡86人となっています。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です

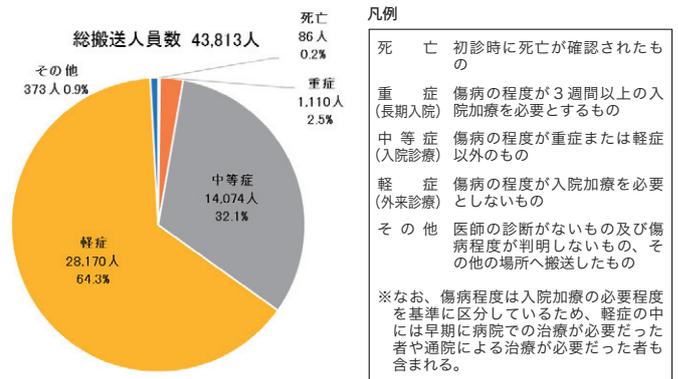


図4

## ⑤ 発生場所ごとの救急搬送人員数（図5）

4月30日から7月22日までの熱中症による救急搬送人数の合計43,813人のうち、住居が16,867人と最も多く、次いで道路5,882人、公衆出入り場所（屋外）5,833人、仕事場①4,512人、公衆出入り場所（屋内）3,799人となっています。

※仕事場①とは道路工事現場、工場、作業所等

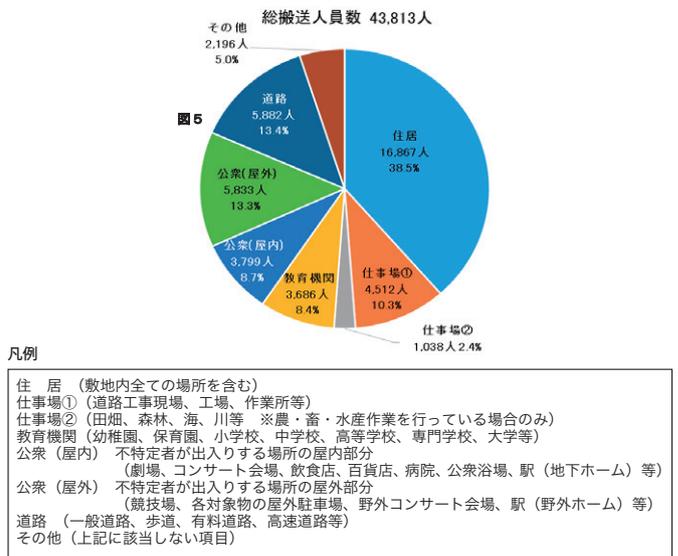


図5

## 3 熱中症予防のポイント

熱中症は予防が大事です。熱中症にならないために、以下の項目に心がけましょう。

- ・部屋の温度をこまめにチェックしましょう。
- ・室温28℃を目安に、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ・のどが渇かなくてもこまめに水分補給をしましょう
- ・外出の際は締めつけない涼しい服装をしましょう。また、日よけ対策も行いましょう。

- ・無理をせず、適度に休憩を行きましょう。
- ・日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりをしましょう。

## 4 消防庁の熱中症予防啓発の取り組みについて

消防庁では、熱中症予防啓発を目的として、消防庁HPの熱中症情報サイトに、予防啓発コンテンツ（熱中症ポスター、ビデオ、イラスト、メッセージ、リーフレット）を提供しています。

同サイトにはあわせて、都道府県や消防本部による熱中症予防啓発の取組事例集を掲載していますので、各消防本部は、取組事例集を参考に、必要な場面に応じてコンテンツを御活用ください。

## 5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけ、適切に予防することで、未然に防ぐことが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症になりやすいとされる高齢者や子供を守ることができます。

消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、暑さが続く夏に対して、引き続き予防啓発に努めていきます。

消防庁熱中症情報 [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、このURL内に掲載しています。

**熱中症を予防して元気な夏を!**

夏に向けて、熱中症になる人が増えてきます。熱中症を知って、しっかり予防し、楽しい夏を過ごしましょう!

このリーフレットでは、熱中症の症状や応急手当を紹介しています。

救急車を呼んで、一刻も早く病院へ行く必要のある状態や、症状についても紹介しています。当てはまる場合は、急いで119番しましょう。

※消防庁が作成した全国版救急受診アプリ「Q助」や「救急利用リーフレット」も合わせてご覧ください。（上記のQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、簡単に接続できます）

Q助サイト | 救急車利用リーフレット

消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

**子供の特徵**

汗腺などが未熟  
地面の照り返しにより、高い温度にさらされやすい  
体温調節機能が未熟なため、熱中症にかかりやすい

**保護者の方へ**

- お子さんの顔色や汗のかけ方を十分に観察しましょう!
- 遊びの最中には、必要に応じて水分補給や休憩をとらせましょう!
- 日頃から外遊びをさせて、暑さに慣れさせましょう!
- 外出時は熱のこもりやすい服を避けて、帽子をかぶりましょう!

**高齢者の特徴**

のどの渇きを感じにくい  
暑さを感じにくい  
汗をかきにくい  
体温を下げるための体の反応が弱くなっており、自覚がないのに熱中症になる危険がある

**熱中症にならないために**

- 室温をこまめにチェックし、エアコンや扇風機等を活用!
- のどが渇かなくても水分補給をしましょう!
- 脚子が悪いと感じたら、家族や近くの人にそばにいてもらいましょう!

**熱中症の応急手当**

- 涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす
- 首の周り・脇の下・太もものつけねなど太い血管の部分をややす
- 飲めるようであれば水分をこまめに取らせる

持病をお持ちの方やお子さんは、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう

熱中症予防対策リーフレット

問い合わせ先  
消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529

## 平成29年中の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

特殊災害室

### 1 はじめに

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日法律第84号、以下「石災法」という。）では、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定し、さらに、当該区域内で一定量の石油や高圧ガス等を取り扱う事業所には、特定事業所として防災施設・資機材や自衛防災組織の設置等を義務付けています。

平成29年4月1日現在、石油コンビナート等特別防災区域は32道府県に83地区、特定事業所は679事業所となっています。

消防庁では、特定事業所で発生した事故情報について、石災法が施行された昭和51年から集計しており、この

たび平成29年中の概要を取りまとめました。

### 2 概要

#### (1) 事故件数

平成29年中（平成29年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故件数は252件で、前年と同じ件数でした（図1参照）。

また、同年中に国内で観測された地震の最大震度は5強で4件発生していますが、地震事故はありませんでした。そのため、平成29年中の事故は、すべて一般事故（地震事故以外の事故）になります。

事故を種別ごとにみると、火災が130件（前年比10件増）、爆発が1件（同5件減）、漏えいが115件（同6件減）、その他が6件（同1件増）となっています（表1参照）。

表1 種別ごとの事故発生状況

種別	平成29年中の事故			平成28年中の事故		
	一般事故	地震事故		一般事故	地震事故	
火災	130 (51.6%)	130 (51.6%)	— (—%)	120 (47.6%)	120 (48.0%)	— (—%)
爆発	1 (0.4%)	1 (0.4%)	— (—%)	6 (2.4%)	6 (2.4%)	— (—%)
漏えい	115 (45.6%)	115 (45.6%)	2 (100%)	121 (48.0%)	119 (47.6%)	2 (100%)
その他	6 (2.4%)	6 (2.4%)	— (—%)	5 (2.0%)	5 (2.0%)	— (—%)
	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)
合計	252	252	0	252	250	2

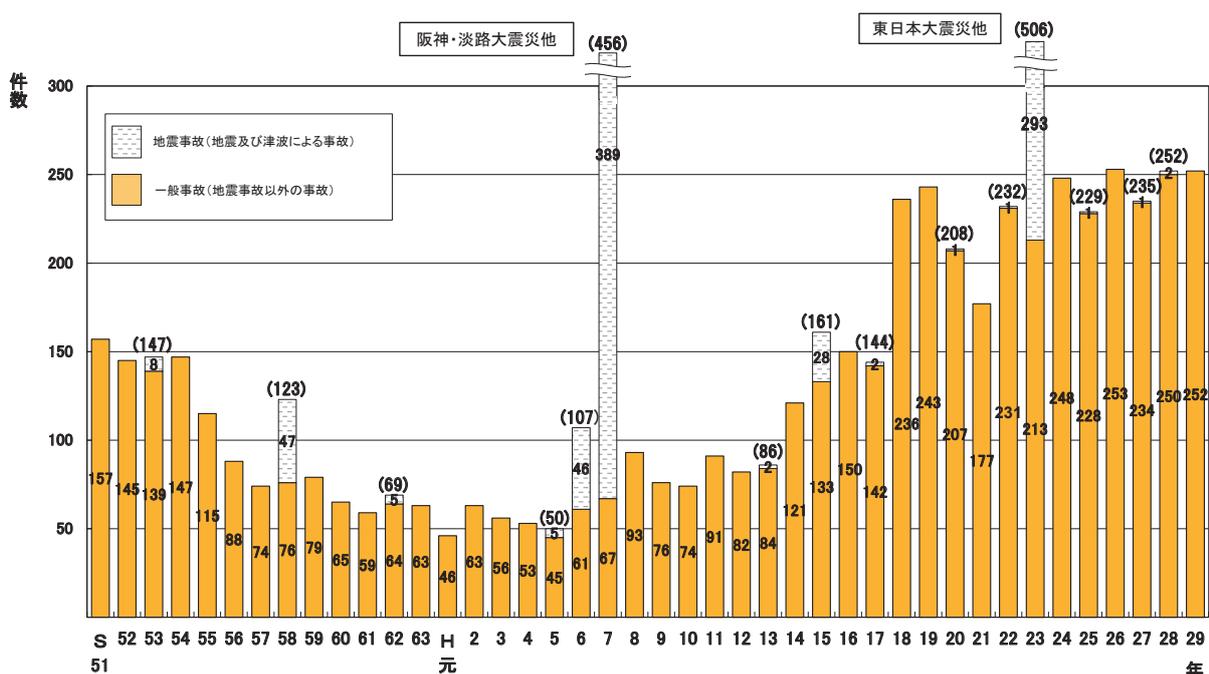


図1 事故発生件数の推移

## (2) 特定事業所の種別ごとの事故発生状況

特定事業所は、石油や高圧ガス等を取り扱う量に応じて、第一種事業所、第二種事業所に区分されます。第一種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所をレイアウト事業所と呼んでいます。

特定事業所の種別ごとの事故発生状況は、第一種事業

所における事故が203件（80.6%）、そのうちレイアウト事業所に係る事故185件（73.5%）、レイアウト事業所以外の事業所に係る事故18件（7.1%）となっています。また、第二種事業所における事故は49件（19.4%）となっています（表2参照）。

表2 特定事業所種別ごとの事故発生状況

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に 対する割合 (%)	一事業所あたりの 事故発生件数 (B/A)
第一種事業所	353	203	80.6	0.58
レイアウト事業所	168	185	73.5	1.10
上記以外の事業所	185	18	7.1	0.10
第二種事業所	326	49	19.4	0.15
合計	679	252	100.0	0.37

## (3) 特定事業所の業態別の事故発生状況

業態別の事故の発生件数は、化学工業関係及び石油製品・石炭製品製造業関係が71件（28.2%）で最も多く、次いで鉄鋼業関係が64件（25.3%）となっています。

また、一事業所あたりの事故発生件数は、特定事業所全体が0.37件であり、業態別では、鉄鋼業関係が2.06件で最も多く、次いで石油製品・石炭製品製造業関係が1.48件となっています（表3参照）。

表3 業態別の事故発生状況

業 態	内 容				件 数		業態別事故発生件数	
	火災	爆発	漏えい	その他	小計	事故の総件数 に対する割合 (%)	業態別 事業所数	一事業所 あたりの事故発生件数
食料品製造業関係	1	-	-	-	1	0.4	11	0.09
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	1	-	1	-	2	0.8	3	0.67
化学工業関係	27	-	41	3	71	28.2	224	0.32
石油製品・石炭製品製造業関係	19	1	49	2	71	28.2	48	1.48
窯業・土石製品製造業関係	2	-	-	-	2	0.8	10	0.20
鉄鋼業関係	62	-	2	-	64	25.3	31	2.06
非鉄金属製造業関係	3	-	-	-	3	1.2	6	0.50
機械器具製造業関係	5	-	-	-	5	2.0	11	0.45
電気業関係	5	-	11	-	16	6.3	60	0.27
ガス業関係	1	-	3	1	5	2.0	25	0.20
倉庫業関係	2	-	6	-	8	3.2	226	0.04
廃棄物処理業関係	1	-	2	-	3	1.2	9	0.33
その他	1	-	-	-	1	0.4	15	0.07
合計	130	1	115	6	252	100.0	679	0.37

## (4) 施設区分別の事故発生状況

施設区分別の事故発生状況は、危険物施設に係る事故が115件、高圧ガスと危険物が混在する施設（以下「高危混在施設」という。）に係る事故が26件、高圧ガス施設に係る事故が8件、その他の施設に係る事故が103件となっています（表4参照）。

表4 施設区分別の事故発生状況

施設 事故	危険物 施設	高危混在 施設	高圧ガス 施設	その他の 施設	合計
火災	44	8	1	77	130
爆発	-	-	-	1	1
漏えい	67	17	6	25	115
その他	4	1	1	-	6
合計	115	26	8	103	252

## (5) 主原因別の事故発生状況

主原因別の事故発生状況は、人的要因によるものが101件（40.1%）、物的要因によるものが139件（55.1%）となっています。

また、発生原因別に詳しく見ると、最も多いものから

順に、腐食疲労等劣化62件（24.5%）、維持管理不十分40件（15.8%）、操作確認不十分33件（13.1%）となっています。（表5、図2参照）。

なお、過去5年の推移は図3のとおりで、近年同様の傾向を示していることがわかります。

表5 主原因別の事故発生状況

事故発生原因	施設別事故件数				件数	要因
	危険物施設	高危混在施設	高圧ガス施設	その他の施設		
維持管理不十分	14	1	—	25	40	人的要因
誤操作	6	2	—	2	10	
操作確認不十分	19	2	1	11	33	
操作未実施	6	—	—	2	8	
監視不十分	2	—	—	8	10	
(小計)	47	5	1	48	101	物的要因
腐食疲労等劣化	35	9	3	15	62	
設計不良	4	2	—	14	20	
故障	3	1	1	9	14	
施工不良	15	7	3	5	30	
破損	9	2	—	2	13	
交通事故	—	—	—	—	—	
(小計)	66	21	7	45	139	その他
地震等災害	—	—	—	1	1	
放火等	—	—	—	—	—	
不明・調査中	2	—	—	9	11	
(小計)	2	—	—	10	12	
合計	115	26	8	103	252	

図2 主原因別の事故発生状況（構成比）

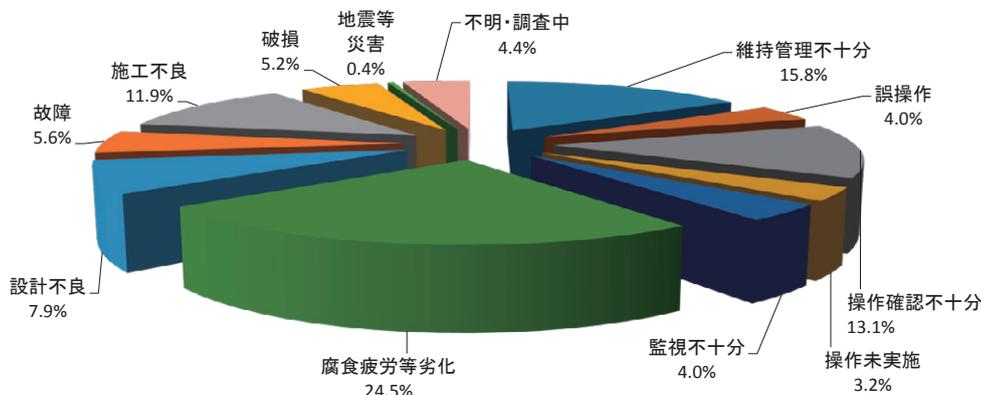
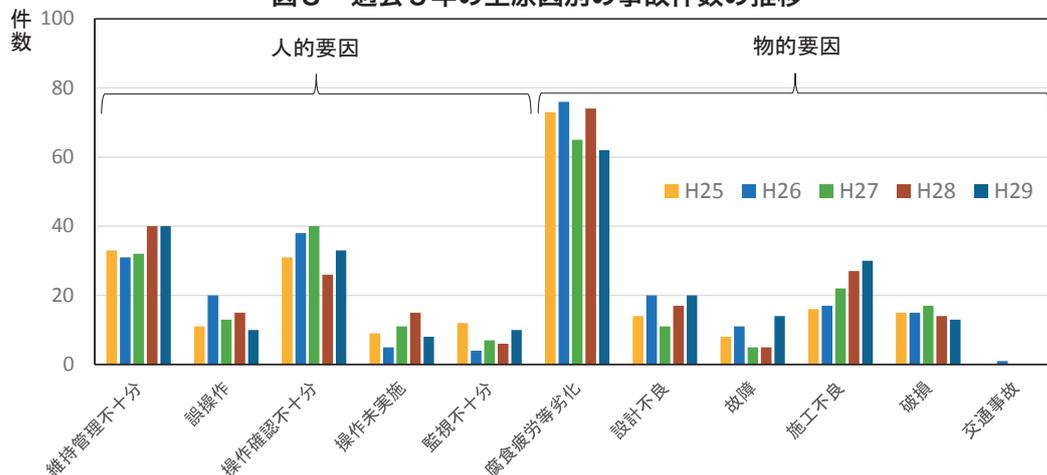


図3 過去5年の主原因別の事故件数の推移



## (6) 死傷者の発生状況

252件のうち、死傷者が発生した事故は10件（前年比9件減）、死傷者は15名（前年比17名減）となっていま

す。なお、死者は前年同様に発生していません（図4、図5参照）。

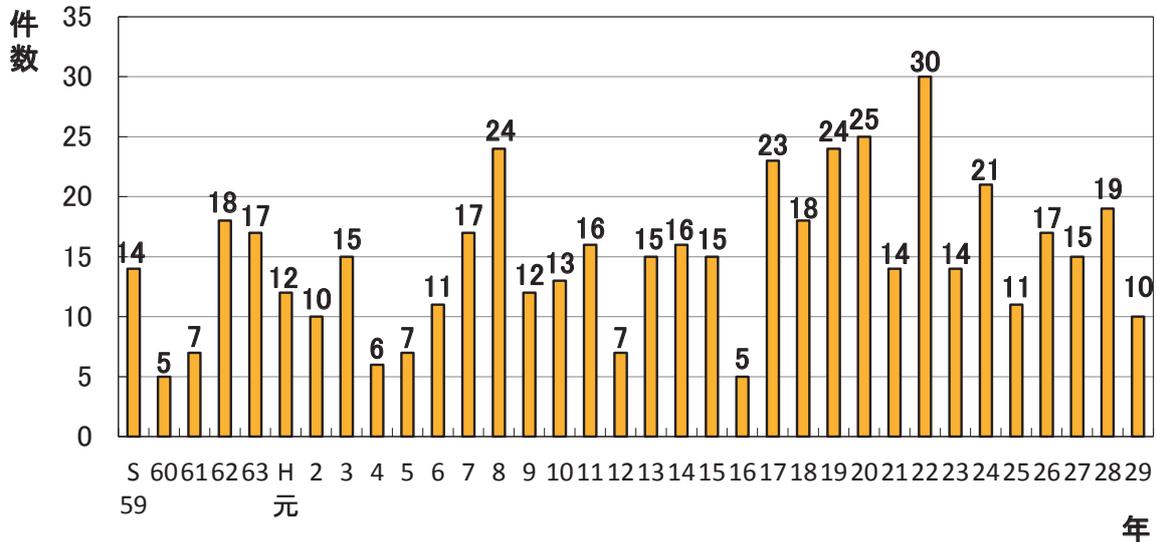


図4 死傷者発生事故件数の推移

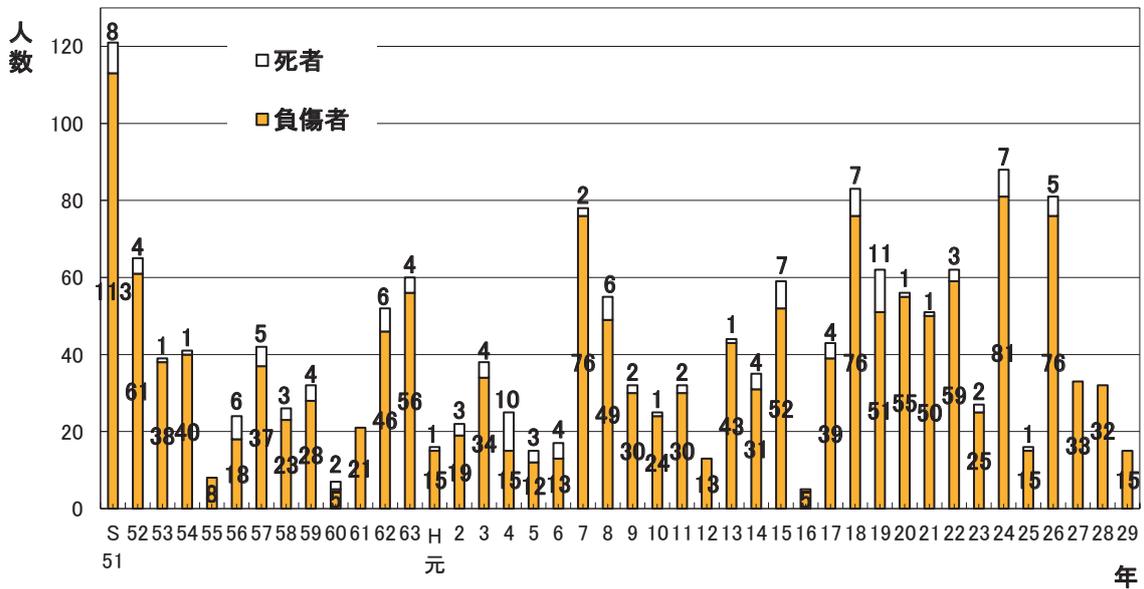


図5 死傷者数の推移

## (7) 事故発生時の通報状況

消防機関等への通報に要した時間の状況は、10分未満の事故が63件、10分から19分が73件、20分から29

分が50件、30分から39分が14件、40分から49分が10件、50分から59分が8件、60分以上を要した事故が34件となっています（図6参照）。

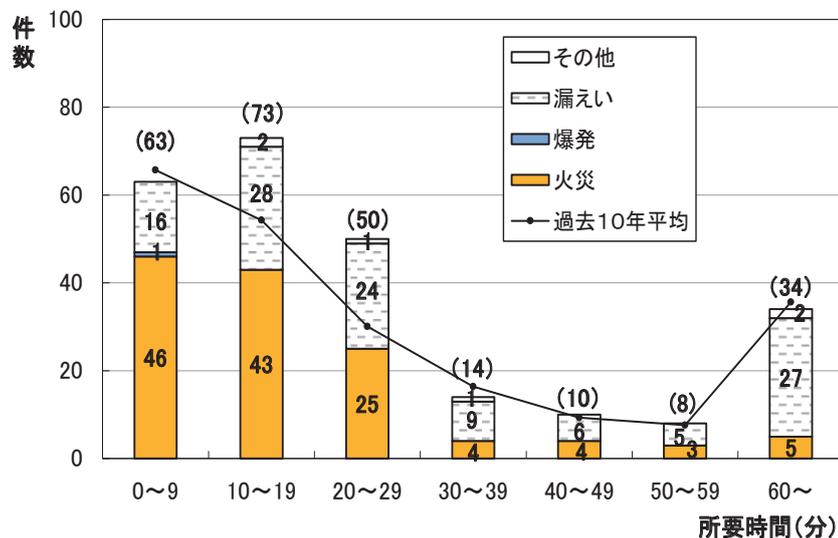


図6 発見から通報までの時間の状況

## 3 おわりに

近年、特定事業所数は減少しているにも関わらず、事故件数は250件前後の高い水準で推移しています。

事故の原因を見ると、腐食疲労等劣化62件、維持管理不十分40件、操作確認不十分33件となっており、事故原因の上位となっています。過去5年の状況を見ても同様の傾向を示していることから、これらが事故の主要因になっていると考えられます。

また、事故発生時の消防機関等への通報状況を見ると、火災や石油等の漏えい、その他異常な現象の発生を発見したとき、特定事業所は直ちに消防機関等に通報しなければなりません。60分以上を要した事故が34件あります。

このような状況を踏まえると、特定事業所においては、従業員等の保安教育や腐食防止対策に主眼をおいた施設、設備の維持管理を徹底するとともに、通報・連絡方法の再確認等により災害応急体制を見直し、より一層防災体勢の充実強化を図る必要があります。

特殊災害室では、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施や「自衛防災組織等の防災要員のための標準的教育テキスト」の作成等により、防災対策の充実強化を図っておりますが、今後も、関係行政機関、関係業界団体と連携し、特定事業所における事故防止に取り組んでまいります。

なお、事故概要の全文、消防庁の取組等は、ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) 報道発表に掲載しておりますのでご参照ください。

(参考)

- ・「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成29年中）」の公表（平成30年5月29日）  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou\\_01/houdou30nen.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou30nen.html)
- ・「自衛防災組織等の教育・研修のあり方調査検討会報告書（平成30年3月）」
- ・「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト（平成30年3月）」  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingikento/h29/jieibousai\\_kyouiku/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingikento/h29/jieibousai_kyouiku/index.html)
- ・「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_18.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_18.html)

問い合わせ先

消防庁特殊災害室  
TEL: 03-5253-7528

# 平成30年安全功労者内閣総理大臣表彰式

## 総務課

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、交通事故や火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年は、去る7月6日（金）総理大臣官邸において、安倍晋三内閣総理大臣の他、稲山博司消防庁長官などが列席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で4名と2団体が受賞し、安倍晋三内閣総理大臣から表彰状が授与されました。

### 内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部）

酒井 英彦  
西村 智  
橋本 弘子  
村上 正子

※敬称略

### 内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

一般財団法人福岡県消防設備安全協会  
加賀市女性防火クラブ連絡協議会



挨拶を述べる安倍内閣総理大臣



伝達者（安倍内閣総理大臣）と受賞者代表（酒井氏）



集合写真（左から、久藤氏、橋本氏、村上氏、西村氏、和田氏、酒井氏）

### 問い合わせ先

消防庁総務課表彰係  
TEL: 03-5253-7521

# 平成30年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

## 消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を、平成30年4月20日及び5月18日に行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の平成30年度の予算額は、消防防災施設整備費補助金については13億1,950万3千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については48億9,528万7千円となっています。

### 1 交付決定の概要

#### (1) 交付決定額

平成30年度における交付決定の総額は60億6,369万7千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金  
12億9,650万1千円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金  
47億6,719万6千円

#### (2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽 390基、防火水槽(林野分)11基、備蓄倉庫(地域防災拠点施設)2ヶ所、活動火山対策避難施設(退避舎、退避壕)2ヶ所について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金にあつては、災害対応特殊消防ポンプ自動車(水槽付、化学及びはしご付のものを含む)154台、災害対応特殊救急自動車126台、救助工作車13台、支援車15台、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車5台を整備する事業等について交付決定を行いました。

### 2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHPに掲載しています (<http://www.fdma.go.jp/>)。

### 3 その他

消防防災施設整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、金額ベースで、その7割弱の事業に対して交付決定を行ったところです。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、要望が寄せられたすべての事業に対して交付決定を行ったところです。

地方公共団体におかれては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをとるようお願いします。

#### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522

平成30年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定状況

(単位：千円)

都道府県名		消防防災施設 整備費補助金	緊急消防援助隊設備 整備費補助金
1	北海道	29,704	259,721
2	青森県	0	39,143
3	岩手県	24,237	13,083
4	宮城県	21,544	64,144
5	秋田県	28,307	113,693
6	山形県	26,930	33,558
7	福島県	21,544	64,359
8	茨城県	44,469	293,179
9	栃木県	45,781	146,280
10	群馬県	27,011	133,035
11	埼玉県	89,615	418,994
12	千葉県	2,693	350,361
13	東京都	18,932	188,903
14	神奈川県	13,465	318,096
15	新潟県	48,610	25,615
16	富山県	24,159	35,387
17	石川県	26,930	13,816
18	福井県	13,205	59,696
19	山梨県	56,108	35,858
20	長野県	45,196	69,187
21	岐阜県	41,772	123,705
22	静岡県	62,182	137,941
23	愛知県	45,923	486,101
24	三重県	23,012	83,971
25	滋賀県	10,772	49,431
26	京都府	0	62,218
27	大阪府	4,080	339,729
28	兵庫県	5,386	125,371
29	奈良県	0	36,490
30	和歌山県	39,308	13,087
31	鳥取県	5,386	0
32	島根県	17,545	50,600
33	岡山県	13,526	104,295
34	広島県	43,088	51,677
35	山口県	10,772	35,015
36	徳島県	15,647	38,517
37	香川県	6,763	90,731
38	愛媛県	24,237	36,236
39	高知県	37,203	16,401
40	福岡県	16,158	38,658
41	佐賀県	5,386	21,068
42	長崎県	53,860	69,756
43	熊本県	53,860	0
44	大分県	49,861	25,732
45	宮崎県	35,009	31,086
46	鹿児島県	67,325	12,318
47	沖縄県	0	10,954
合	計	1,296,501	4,767,196

# 平成30年度救急業務のあり方に関する検討会の開催

## 救急企画室

### 1. はじめに

平成29年中における全国の救急出動件数の速報値では、救急自動車による救急出動件数は約634万件、搬送人員は約574万人で、いずれも過去最多を更新しました。救急出動件数の増加等を要因に、救急活動時間は延伸傾向にあり、平成28年中の病院収容所要時間（119番通報から病院等に収容するまでに要した時間）は、平均39.3分となっています。

今後、高齢化の進展等による救急需要の増大が予想されており、救急を取り巻く諸課題への対応策について検討する必要があります。

「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)では、救急業務の円滑な実施と質の向上及び救急車の適正利用の推進を目的に、第1回目の検討会を平成30年7月13日（金）に開催しました。

当日は、小倉総務大臣政務官も出席し、活発な議論を熱心に聴講されました。



開催の挨拶をする  
小倉総務大臣政務官



検討会に出席をする小倉総務大臣政務官

### 2. 検討事項

検討事項については次のとおりです

- ① 救急業務の円滑な実施と質の向上
  1. 傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施（検討部会設置）
  2. 救急活動時間延伸の要因分析
- ② 救急車の適正利用の推進
  3. #7119（救急安心センター事業）の充実
  4. 緊急度判定の実施（WG設置）

### ③ その他

5. 救急隊の感染防止対策（WG設置）
6. 救急業務に関するフォローアップ

### 3. 検討会（第1回）の内容

検討会（第1回）では、委員の紹介や座長の選出が行われた後、先行して検討が行われている「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施」についての検討状況の報告の他、救急活動時間延伸の要因分析や#7119（救急安心センター事業）の充実など各検討項目について、活発な議論が進められました。

### 4. 今後のスケジュール

- ・第2回 平成30年11月中旬（予定）
- ・第3回 平成31年2月上旬（予定）

本検討会の検討結果は、平成30年度中に「救急業務のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめる予定です。

#### 平成30年度救急業務のあり方に関する検討会委員名簿

※五十音順、○は座長

浅利靖	（北里大学医学部救命救急医学教授）
阿部和彦	（仙台市消防局警防部救急担当部長）
阿真京子	（一般社団法人 知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表）
阿賀徹	（独立行政法人 労働者健康安全機構理事長）
岩田太	（上智大学法学部教授）
坂本哲也	（帝京大学医学部救急医学講座主任教授）
島崎修次	（国土舘大学防災・救急救助総合研究所長）
新海利之	（岐阜県危機管理部消防課長）
新武井裕之	（埼玉県保健医療部医療整備課長）
田邊晴山	（救急救命東京研修所教授）
長島公之	（日本医師会常任理事）
樋口範雄	（武蔵野大学法学部特任教授）
樋松村賢一	（高槻市消防本部警防救急課長）
間藤卓	（自治医科大学救急医学教室教授）
森住敏光	（東京消防庁救急部長）
山口芳裕	（杏林大学医学部救急医学教授）
○山本保博	（一般財団法人 救急復興財団会長）
行岡哲男	（学校法人 東京医科大学常務理事）
横田順一朗	（地方独立行政法人 堺市立病院機構副理事長）
横田裕行	（日本医科大学大学院医学研究科外科系救急医学分野教授）
（オブザーバー）	
佐々木健	（厚生労働省医政局地域医療計画課長）

#### 問い合わせ先

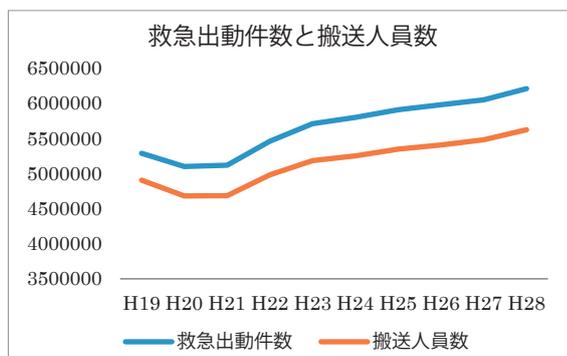
消防庁救急企画室 海馬沢  
TEL: 03-5253-7529

# 寄贈救急自動車事業について

## 救急企画室

### 1. はじめに

平成28年中の救急出動件数は、621万3,628件、搬送人員数は562万4,032件となり、ともに過去最多を更新しました。救急出動件数の推移を見ると10年前に比べ17%の増加となっています。一方、救急自動車の増加は6%、救急隊数の増加は5%にとどまり、増大する救急出動に対応する十分な救急隊、救急自動車の台数の確保には至っていません。



図：救急出動件数と搬送人員数  
(平成29年版 救急・救助の現況調べ)

救急自動車の更新は、各自治体で行っていますが、高規格救急自動車への更新は財政状況により難しく、自治体によっては、修理や消耗品の交換等で更新を延長し対応することを余儀なくされている実情もあります。このような状況において、寄贈救急自動車事業が有効に活用されています。

### 2. 寄贈救急自動車事業とは

消防庁では、毎年、高規格救急自動車を全国に配備することで、各地域における救急業務の高度化、救急業務体制の更なる充実を図ることなどを目的に、アステラス



写真：平成29年度 阿賀野市消防本部寄贈式（新潟県）

製薬株式会社、一般社団法人 日本自動車工業会及び一般社団法人 日本損害保険協会の3団体に対し寄贈先となる消防本部の推薦を行っています。

上記3団体から約50年間に渡り全国の消防本部に救急自動車の寄贈が続けられており、これまで寄贈いただいた救急自動車の合計は2,659台となりました。

### 3. 総務大臣感謝状の贈呈

平成30年3月7日に行われた自治体消防制度70周年記念式典では、約50年間に渡り全国の消防本部に救急自動車を寄贈していただいている3団体の救急業務への多大な貢献に対し、野田総務大臣から感謝状の贈呈が行われました。



写真：自治体消防制度70周年記念式典

### 4. 今年度の寄贈救急自動車事業

今年度も、引き続きこの寄贈救急自動車事業を継続していただき、3団体から全国の消防本部に高規格救急自動車が寄贈される予定です。

### 5. おわりに

社会貢献の一環として、高規格救急自動車を寄贈いただくことにより、救急業務の高度化、救急業務体制の充実強化、住民が安心して生活できる地域社会の実現等に大きく寄与しています。今後も、全国各地において寄贈していただいた救急自動車が活躍し、地域住民の方々の安心と救急業務の更なる充実と発展に資するものになることを期待しています。

#### 問い合わせ先

消防庁救急企画室 三島、石井、名達  
TEL: 03-5253-7529

# 平成30年度全国防災・危機管理トップセミナー（町村長）

## 防災課

### 1 セミナーの趣旨

我が国は、その自然条件から、地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害時には、市町村長のリーダーシップの下、各自治体が的確に災害対応にあたる必要があります。

このため、消防庁では毎年、市町村長の危機管理意識及び市町村の災害対応力の向上を目的に、全国の市町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を、市長向けと町村長向けの2回に分けて開催しています。

### 2 トップセミナー（町村長）の概要

平成30年7月4日（水）、東京都千代田区の全国町村会館において開催し、全国から約200名の町村長に御参加いただきました。

#### 【次第】

- (1) 開会あいさつ  
小倉総務大臣政務官
- (2) 災害を経験した町村長による講演  
福岡県東峰村長 澁谷 博昭 氏
- (3) 市町村長の危機管理対応について  
名古屋大学減災連携研究センター  
センター長・教授 福和 伸夫 氏
- (4) 市町村の災害対応力の強化に向けて  
消防庁国民保護・防災部長  
杉本 達治

#### (1) 開会あいさつ

小倉総務大臣政務官

開会にあたっての御挨拶において、小倉総務大臣政務官は、町村長の皆様に、全国どこでも災害が発生する可能性があるため、いざという時の備えを充実すること、まさに出水期の最中であることを踏まえ、改めて防災体制を確認すること、そしてオールジャパンの災害協力体制・地域防災力の強化・大規模テロ等への対応力の強化

の3点について重点的に取り組んでいただくことを要請しました。

さらには、「国家の究極の使命は国民の生命と財産を守り抜くことである」という強い信念のもと、消防防災体制の充実強化に努めていく旨を述べました。



写真1 挨拶を行う小倉総務大臣政務官

#### (2) 災害を経験した町村長による講演

「平成29年7月九州北部豪雨災害を経験して」  
福岡県東峰村長 澁谷 博昭 氏

続いて、福岡県東峰村の澁谷村長から、平成29年7月九州北部豪雨災害の経験を中心に御講演いただきました。

澁谷村長は、東峰村における平成29年7月九州北部豪雨の特徴は、線状降水帯による大雨が引き起こした流木災害であったと振り返られました。

甚大な被害をもたらした災害の教訓として、被災当日に非常電源が動かなかったことから、最低でも月1回の点検の実施が必要であるなど、施設・設備の頻度の高い点検の重要性を指摘されたほか、災害発生時のマスクミを活用した情報発信の有効性や、村の技術職員が不足することから、県からの派遣を依頼するなど、確保に向けた道筋をつけることの重要性、日ごろから重視して実施してきた防災訓練が住民の早期避難へとつながり、被害の軽減につながったことなどについて報告されました。



写真2 講演を行う澁谷村長

### (3) 市町村長による危機管理対応について

「予知を脱した事前防災の地震対策」  
名古屋大学減災連携研究センター  
センター長・教授 福和 伸夫 氏

続いて、名古屋大学減災連携研究センターの福和教授から、市町村長による危機管理対応について御講演いただきました。

福和教授は、歴史上、日本で発生した大規模災害での被害状況や社会、時代に与えた影響、当時の様子を年表や動画などで紹介していただくとともに、今後発生が予想される災害、特に南海トラフ巨大地震による被害予想とその後の日本社会に与える影響について指摘され、行政の力では全てに対応することができないため、国民一人ひとりが災害を意識し、自力で何とかする雰囲気を作ることの重要性を述べられました。



写真3 講演を行う福和教授

### (4) 市町村長の災害対応力の強化に向けて

消防庁国民保護・防災部長 杉本 達治

最後に、消防庁の杉本国民保護・防災部長から、市町村の災害対応力の強化に向け、「洪水警報の危険度分布」の避難勧告等への活用（※1）、大規模災害団員の活用（※2）、消防の広域化の推進、また、総務省で本年4月より始まった災害時の応援職員の派遣に係るシステム等について説明し、閉会しました。

（※1）

「洪水警報の危険度分布」の活用について（平成30年2月14日付 消防災第24号）

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/02/300214\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h30/02/300214_houdou_1.pdf)

参照

（※2）

消防団員の確保等に向けた重点取組事項について（平成30年1月19日付 消防地第15号）

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3001/t\\_index.html](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3001/t_index.html)

参照



写真4 セミナーの様子

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

# 災害時における外国人支援に向けた取組を支援しています

## 一般財団法人 自治体国際化協会

自治体国際化協会(クレア)では、外国人が地域社会の構成員として共に生きていくための多文化共生のまちづくりに取り組む自治体や地域国際化協会(※)等(以下「自治体等」という)の活動を支援していますが、近年、自然災害が頻繁に発生している状況などを踏まえて、災害時の外国人支援に係る自治体等の取組への支援に力を入れています。その主な取組についてご紹介します。積極的にご活用ください。

(※) 地域国際化協会：都道府県及び指定都市が作成した「地域国際交流推進大綱」に位置づけられ、総務省から認定を受けた中核的民間国際交流組織

### 1. 災害時における外国人支援に係るツールやマニュアルを提供しています。

#### (1) ツール

近年の災害における被災地の声も反映して、クレアホームページ上に整備・公開しており、簡単操作で印刷することができます。<http://dis.clair.or.jp/>

##### ① 災害時多言語表示シート

- ▶ 外国人に対して円滑に情報提供するため、避難所等で掲示する用語を多言語(※12言語対応)に翻訳したシートです。
- ▶ 地域の実情に応じて必要な外国語での組み合わせが可能です。

(※) 災害時多言語表示シートの表示対応言語(12言語)について  
 【欧米】英語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語  
 【東アジア】中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語  
 【南アジア】ネパール語  
 【東南アジア】タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語

- (注)・日本語のほか、上記12言語から最大4言語を同一シートに併記可能  
 ・中国語は簡体字と繁体字を別個に選択可能  
 ・上記12言語のほか、「やさしい日本語」も選択可能

##### ② 災害時用ピクトグラム(絵文字)

- ▶ 避難所等で掲示する案内用の絵文字です。

##### ③ 体調や食材のピクトグラムが記載された避難者登録カード

- ▶ 外国公館等からの安否確認をはじめ、体調や摂取できない食品についての意思疎通に有効です。
- ▶ 本カードも上記①のシート同様に12言語に対応しています。

#### (2) マニュアル

##### ① 「災害時の多言語支援のための手引き2012」

- ▶ 災害時の対応の事前シミュレーション、防災訓練、外国人支援の拠点となる災害多言語支援センターの設置・運営訓練等で活用できるほか、多文化共生推進や防災対策等をテーマとした研修テキストとしても活用できます。(近年の災害の経験等を踏まえて平成30年度中に改訂予定。)
- ▶ 本手引きもクレアホームページ上で公開しています。以下からご覧ください。

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/saigai.html>

#### 【災害時多言語表示シートサンプル】



【避難者登録カードサンプル】

Evacuee Registration Card

1 Evacuee Register

Name 氏名	Sex 性別	Date of birth 生年月日	Telephone number 電話番号	E-mail address メールアドレス	Evacuation Location 避難場所
1 Household representative 世帯代表者					<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Other その他
2					<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他
3					<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他
4					<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他
5					<input type="checkbox"/> Shelter 避難所 <input type="checkbox"/> Home 自宅 <input type="checkbox"/> Unknown 不明 <input type="checkbox"/> Others その他

Address  
住所



＜災害時の外国人支援について講習を行うアドバイザー＞

4 Do you have an injury or illness?  
ケガや病気を患っていますか?  Yes  
はい  No  
いいえ

Q1 What happened?  
どのようなことがありましたか?

I am injured  
ケガをしました
  I am in pain  
痛みがあります
  I have a fever  
熱があります
  I feel dizzy  
めまいがします
  I have nausea  
吐き気がします
  Other  
その他

Q2 Where?  
どこでですか?

Front  
正面
  Back  
背面

5 Are you pregnant, or do you have a medical condition?  
妊娠中か、持病がありますか?  Yes  
はい  No  
いいえ

3. 災害時の外国人支援に係る啓発動画を公開しています。

- ▶ 災害時多言語表示シートの概要・作り方、災害多言語支援センターの役割など災害時多言語支援に関する動画を作成して、クエアホームページとYouTube上で公開しています。
- ▶ 「災害時の多言語支援のための手引き2012」と同様に訓練や研修会等で活用できます。

食材の絵文字 / FOODPICT

食べられないものにチェックしてください。  
Please check items that you cannot eat.

無法不能吃的食物上打勾。  
無法不能吃的食物上打勾。  
무시 못하는 것에 체크를 꼭 하십시오  
Mangyari lamang na lagyan ng check ang hindi nakakaing bagay  
Marque o que não pode comer  
Vui lòng đánh dấu vào món bạn không thể ăn được.  
આમને ખાવામાં નથી શકાય તેવા વસ્તુને ચિહ્ન  
Marque los alimentos que no puede consumir  
ໂທດມາດເຮັດບາດບາດທີ່ບໍ່ສາມາດນຳມາກິນໄດ້  
Centang makanan yang tidak bisa dimakan.  
Отметьте продукты, которые Вы не можете употреблять в пищу

Beef  
牛肉  
 Pork  
猪肉  
 Chicken  
鸡肉  
 Lamb  
羊肉  
 Fish  
魚  
 Crab  
蟹  
 Shrimp  
蝦  
 Shellfish  
貝類  
 Alcohol  
酒類  
 Spices  
香料  
 Eggs  
蛋類  
 Wheat  
小麦  
 Milk  
乳類  
 Soybean  
大豆類  
 Sesame  
芝麻類

一般財団法人 自治体国際化協会 (CLAIR/クエア)

災害時の多言語支援啓発動画

「災害時の外国人支援に係る動画」をホームページとYouTubeで公開しています。災害時の外国人支援等をテーマとした訓練や研修会、多文化共生の推進、防災対策などにぜひご活用下さい！

★公開中の動画

- 知識編 災害多言語支援センターの役割、活動事例など、多言語支援に係る基礎的な知識を学べる内容
- 実践編 災害時多言語表示シートの概要・作り方、災害多言語支援センターの設置・運営訓練の概要など実践的な知識を学べる内容

その他、災害時多言語表示シートの作り方(実践編抜粋)知識編と実践編を編集したダイジェスト版も公開中  
※ダイジェスト版はYouTubeでのみの公開

自治体国際化協会HP <http://dis.clair.or.jp/>  
YouTube 「災害時多言語」で動画を検索

2. アドバイザー (地域国際化推進アドバイザー) を派遣しています。

- ▶ 自治体等が実施する災害多言語支援センターの設置・運営訓練、災害時に外国人住民を支援するためのボランティア養成講座などにクエアに登録する有識者をアドバイザーとして派遣しています。  
(派遣費用はクエア負担 (二会計年度に一回))

クエアとしても、各地域の状況をはじめご意見などを踏まえながら、引き続き自治体等の支援に努めて参ります。クエアの取組をはじめツールの改善意見など何かありましたらお気軽にお問い合わせください。

問合わせ先

一般財団法人 自治体国際化協会 多文化共生課  
E-mail : tabunka@clair.or.jp  
TEL: 03-5213-1725

# 先進事例 紹介

## 査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について

京都府 京都市消防局

### 1 はじめに

京都市消防局では「歴史都市」京都を災害から守るため、約1,800人の消防職員が「安心・安全のまち京都」の実現を目指し、日々総力を挙げて消防業務に取り組んでいます。当局の取組の一つに、昭和36年に創設された「職務研究」制度があります。これは職員が担当業務に関する研究を職務（業務）として実施し、年に1度、局内発表会を行うもので、現場発信による業務改善等の直接効果はもとより、職員の論理的・科学的思考力や発表力の養成・向上にも役立っていると自負しているところです。

最近では、若手や経験の浅い職員に対する教育コンテンツの開発に係る研究が多くなっており、急速な世代交代に対する危機感を反映していると考えられます。ここでは東山消防署の職務研究で、先日、一般財団法人全国消防協会会長賞〔論文の部〕で最優秀賞を受賞した「査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について」を御紹介します。

管内区域図



#### 市DATA

面積	827.83km <sup>2</sup>
人口	1,471,722人
世帯数	716,672世帯
人口密度	1,778人/km <sup>2</sup>

出典：京都市総合企画局（平成30年1月1日現在推計）  
※面積は国土院（平成29年10月1日現在）

### 2 研究の背景

予防業務の根幹である防火査察業務には、消防法や関係法令、査察マニュアル等の知識が必要なのは言うまでもありません。しかし、これらと査察現場の状況とを繋ぐ機会や経験がなければ、せっかくの知識を生かすことができません。『違反等に気付く』力が必要です。また、事業所の状況や関係者の人柄に応じた話術といった文字にしにくい査察のノウハウや指導の流れを理解することも極めて重要です。

従来は、先輩査察員からじっくりと実地で指導を受け、一人前の査察員として育ったものですが、今は、経験豊富な職員の世代交代や職員数の減少に伴い、こうした教育が可能な状況ではなくなりつつあり、経験の浅い職員が予防業務に強い不安を覚えるのも理解できます。多くの消防本部が同じ悩みを持っておられるのではないのでしょうか。

そこで、新任査察員の少ない査察経験を補うことを目的に、実践型教育を行える教材として、査察現場のシミュレーション動画（以下「動画」という。）を作成しました。

### 3 動画の構成と教育方法（説明図版参照）

コンテンツとしては、昨今の東山消防署の管轄地域の状況を考慮して3項口（飲食店）及び5項イ（簡易宿泊所）をピックアップし、さらに対象物件数の多い15項（事務所）を盛り込みました。そして新任査察員に「事業所に訪れたリアルな状況」を疑似体験させるため、問題編と解答編の2本を独立させる構成を採用しました。したがって問題編は、ミスや見逃しの「仕込み」を含んで淡々と流れていきます。

解答編では、「仕込み」部分に来れば、「ブザー」の音とともに動画が一時停止し、字幕と音声により違反内容と法的根拠が表示され、次いで是正内容や指導のポイントについても映像を交えて解説されます。さらに、違反事項のみならず、査察員として知っておくべき事項や長期間未査察対象物の査察を行う際の注意事項等も解説し、内容に厚みを持たせました。

動画を使用した教育は、①問題編の視聴、②違反の検討、③解答編の視聴、④法令等の確認の四つのステップで行うこととなります。経験豊富な先輩職員をそばに付けてコメントを加えれば、教育効果は格段にアップします。

## 4 効果検証

効果検証を行うため、京都市消防学校において、査察経験のない初任教育生33名に対し、動画を用いた教育を実施しました。

実施後のアンケートでは、全ての初任教育生から「動画がある方が分かりやすい」との回答を得ることができました。その中で特筆されるのは次の3点です。

### (1) 実経験の補完

「防火査察の現場の雰囲気を感じ取れた (91%)」、「防火査察業務のイメージができた (91%)」という結果を得ました。現場経験のない初任教育生に対しても実査察に近い体験を与えることができたと考えられます。

### (2) 法的根拠の理解

「法的根拠の重要性が理解できる (88%)」、「視覚的に違反が理解できる (85%)」という結果を得ました。視覚的な確認・理解のしやすさが表れていると言えます。

### (3) 教育の効率化

パソコン等、DVDを再生できる機器があれば、どこでも何回でも視聴することができるため、集合研修だけでなく査察員個人が時間を有効に活用し、効率良く学ぶことができます。

## 5 おわりに

先輩職員からの直接的な指導に頼るだけでなく、この動画を活用して査察技術を向上させることで、新任査察員が自信を持って査察に臨むことができるものと考えています。この自信は経験に裏打ちされたものではありませんが、新任査察員が担当業務に取り組むうえで極めて重要な効果をもたらすものと考えています。

### 査察シミュレーション動画映像・問題編導入部



## 査察シミュレーション動画・解答編

### 【問題編映像】



※問題編映像では、違反の指摘はなく、そのまま進行する。

### 【解答編映像】

※解答編映像では、法令違反等の指摘、解説が挿入される。

指摘部分以外の問題編と同じ部分は早送りとなっている。



**違反指摘**  
違反部分を矢印で指摘

**違反内容・法的根拠の解説**  
※同時に音声でも解説

**違反発見**  
一時停止し違反を知らせる

～防火設備の管理～  
○根拠：消防法第8条の2の4  
K市火災予防条例第52条の2  
堅穴区画の自動閉鎖式防火設備の付近には、閉鎖又は作動の障害となるものを置いてはいけない。



物品等が置かれている場合は、撤去指導する必要があります。

**違反是正**  
是正内容や指導のポイントについて映像を交えた解説

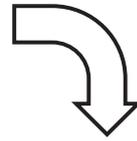
## 解答編・動画の流れ(注意事項)

### 【問題編映像】



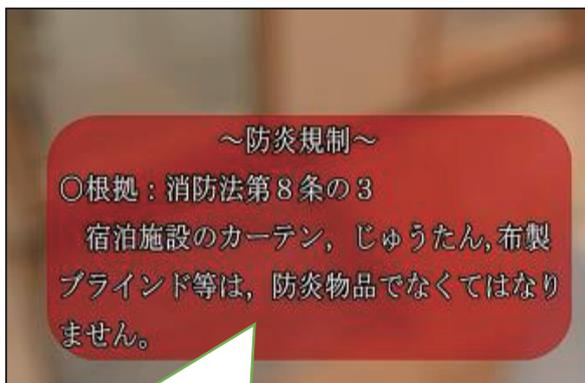
### 【解答編映像】

※解答編映像では、法令違反のほかにも注意事項や知っておくべき事項等についても挿入される。



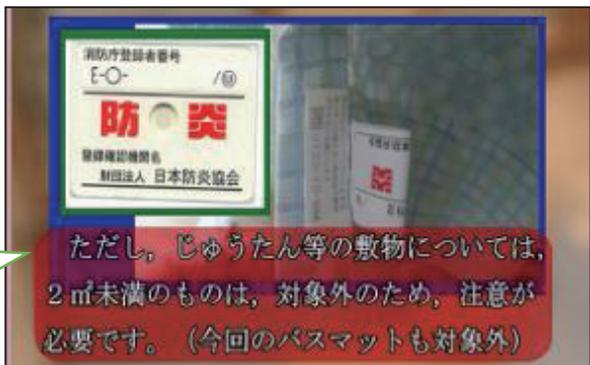
### 注意事項発見

一時停止し、注意点を知らせる

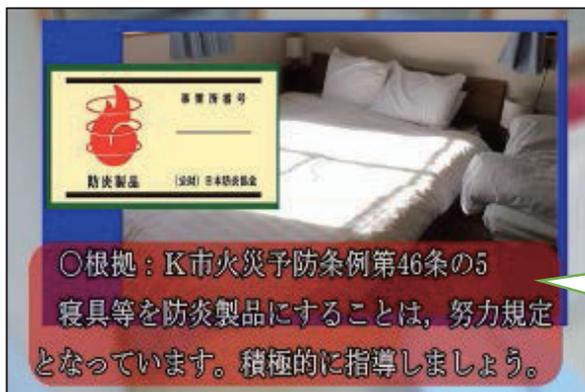


### 注意事項関係法令解説

注意点の根幹となる法的根拠を解説  
※同時に音声でも解説



### 注意事項の解説



### 知っておくべき事項解説

消防職員なら知っておくべき事項や関係法令を解説



解答編・令別表用途ごとの違反等内容(例)



～誘導灯の視認障害～  
 ◎根拠：消防法施行令第26条  
 消防法施行規則第28条の3  
 誘導灯は、避難口まで誘導する設備であるため、常に点灯・視認できる状態でなくてはなりません。



景観上の観点から隠したり、消灯させたりしている場合もあり、是正させる必要があります。

誘導灯の視認障害  
5 項イ



～排気ダクト・フードの管理～  
 根拠：K市火災予防条例第3条の4  
 排気ダクトについては、油脂の清掃の他、火災予防上支障のないように維持管理する必要があります。



ダクト内をライト等を使用して、その清掃状況や油受皿の状況を確認します。

ダクト内の防火管理確認  
3 項ロ

## 「いろいろなアイテムを活用した広報活動」

### 大分県 由布市消防本部

#### 1 由布市の概要

由布市は、大分県のほぼ中央に位置し、東西24.7km、南北23.4kmにわたり、面積は319.32km<sup>2</sup>。人口は約3万5千人。温泉や豊かな自然などに恵まれており、特に湯布院地域は保養温泉地として、年間約390万人の多くの観光客が訪れています。



由布市の位置及び管轄

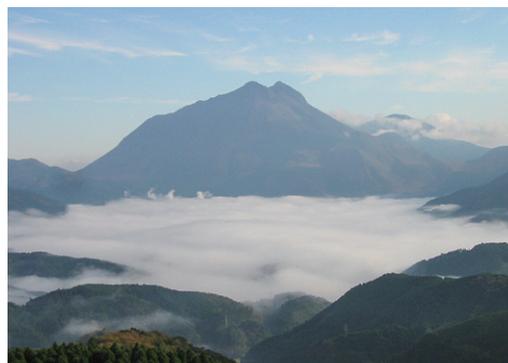


由布院 辻馬車

北部から南西部にかけては由布岳や黒岳など1,000m級の山々が連なり、由布岳の麓には標高約450mの由布院盆地が形成されています。これらの山々を源とする河川が大分川を形成し東西に流れています。中央部から東部にかけては、山麓地帯と大分川からの河岸段丘が広がっています。

由布市の気候は、標高の高い由布院盆地に代表される

西部や北部では気温の日較差が大きく、冬には最低気温が氷点下になることも多く、積雪に見舞われる内陸性気候と、中央部から東部にかけての標高の低い地域の、雨が少なく温暖な瀬戸内気候とに二分されます。



蛇越展望台 由布院盆地 雲海



湯平温泉 石畳

#### 2 由布市と地域密着民間放送局

由布市消防本部では、由布市と緊急放送に関する協定を結んでいるコミュニティ放送局「ゆふいんラジオ局」を活用し、市民と密着した関係を構築しています。

住民等の安全及び安心を確保するため、災害及び防災に関する情報について緊急放送を通じて、迅速に周知することが目的とされており、由布市民と市内の小中学校及び福祉施設等に無償配布している防災ラジオを使用して、災害時の「緊急割込放送」を行います。災害情報等

を市の職員が自動的に割り込んで行う放送、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、避難準備情報・避難勧告・避難指示等、避難関連の放送にも対応したものとなっています。



ゆふいんラヂオ局での打ち合わせと出演

由布市消防本部では「ゆふいんラヂオ局」の中で、由布市の事業所がサポートしている「Traffic & Fire Report」に、消防職員が定期出演を行っています。火災・救急件数等を発信するとともに、随時、消火器の不適正販売、市民及び事業所に対し火災予防に関する情報などを盛り込んだ放送を行っています。

先日も、消防職員の名前を使い「一人暮らしですか？」など家族構成を聞き出すような不審電話に対し、放送で注意喚起を実施しました。

そのほかにも、ラジオCM「ゆふいんラヂオ局防災計画」等、市民と一緒にラジオを通じて、防災の意識を高めるための防災特別番組も放送しています。

### 3 消防本部で体験型

由布市管内の小学生が毎年6月に、地域で連合をつくり社会見学に訪れます。

消防をより身近に感じてもらうために、体験ブースを作り庁舎見学・地震体験・放水体験・煙体験等を、半日かけて小学生に体験をしてもらい、防火に関する意識向上に役立てています。

今回、消防防災推進事業助成制度を利用し、小学生の放水体験のために消防職員と同じ素材の児童用の防火衣と現場用のヘルメットを購入することが出来ました。放水体験を行う際に装着して、消防職員の疑似体験を実施したところ、「防火衣が重くて、暑い！」「楽しかった！将来は消防職員になりたいです！」と小学生の笑い声と笑顔が見られました。

今後も、いろいろな体験ブースを職員が考案し、疑似体験や結索訓練、コミュニケーションタイム等で小学生・少年消防クラブへの啓蒙活動を行う予定です。



小学生による放水体験



庁舎見学と車両説明

### 4 おわりに

由布市民全体に広報活動を行うために出前講演を行うなど、地域の自主防災組織だけでなく、由布市内の児童クラブ・老人会等にコミュニティ地区を設置して、防火・救急・防災への意識の向上のためにはどうしたら良いか、試行錯誤を重ねています。

由布市消防本部のような小規模消防本部では、予算と人員に制限がありますが、目で見ると同時に耳で聴く防災ラジオ、消防職員と一緒に訓練・体験など、「見て！聴いて！感じて！」と、いろいろなアイテムを活用して、市民へ身近な情報発信を続けていきます。

## 第1回福島県女性消防吏員座談会を開催しました

郡山地方広域消防組合消防本部

当消防本部では、6月25日（月）、消防分野における女性の活躍促進を図るにあたり、職場環境の現状と課題を把握し、協議するため、消防庁委託事業として福島県内の女性消防吏員を一堂に会する座談会を開催しました。

第1回のこの日は、県内8消防本部から25名の女性消防吏員が参加し、活発な意見交換を行いました。



## 水難救助合同訓練を実施

海老名市消防本部

平成30年5月29日（火）、一級河川（相模川）を管轄する海老名市・座間市・厚木市の消防本部は、鮎漁の解禁や夏の行楽シーズンを前に海老名市社家の相模大堰付近で水難救助合同訓練を実施しました。

5人が乗った乗用車が川に転落し、2人が川で溺れ3人が車内に取り残されているとの想定。

本訓練には、約60名が参加し、訓練を通じて各消防本部と連携した水中検索などを実施し、指揮命令系統の確認を行うとともに、水難救助技術の向上及び連携強化を図りました。



# 消防通信 望楼 ぼうろう

## ドクターヘリの受け入れや患者の搬送法、戸島で運用訓練、連携確認を実施

宇和島地区広域事務組合消防本部

宇和島地区広域事務組合消防本部では、平成30年6月25日（月）、離島部での愛媛県ドクターヘリコプターの安全運航に向け、宇和島市戸島の戸島小学校ランデブーポイント（離着陸場）で運用訓練を実施しました。

訓練は、同校の男性教員が授業中に倒れ意識を失ったと想定したもので、同本部通信指令室がドクターヘリ出動を要請し、本部から連絡を受けた市消防団宇和島方面隊戸島分団員が患者を担架に乗せて同校運動場に運び、医師らと連携しながらストレッチャーで機内に収容しました。

ドクターヘリの活用が救命率向上につながるので、救急車や消防署員が行けない離島部などでは消防団員と協力し合い、定期訓練をして周知に努めます。



## 高知県・愛媛県ドクターヘリ相互応援協定による搬送訓練

高吾北広域町村事務組合消防本部

平成30年6月1日、高知県仁淀川町大渡ダム離着陸場において、標記の訓練が実施されました。高知県側のドクターヘリ等が不在の為、相互応援協定により愛媛県ドクターヘリを要請し、高知医療センターへ搬送する訓練でした。

高吾北消防本部管内は広範で山間地域が多く厳しい地理的条件下の中、高齢化に伴う救急搬送の増加や医療機関への搬送も遠距離のため、ヘリの機動性を最大限に活用し「救えるはずの命を守るため」、職員一同想いを一つにして取り組んでいます。今回の協定により搬送手段の選択肢が増え、傷病者を一刻も早く医師の元へという願いがまた一つ叶うことになり、今後も連携体制の強化や訓練を実施し、救急や災害に強い地域にしていきたいです。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより



## ■ 幹部科における教育訓練 ～新規科目の導入について～

消防大学校は、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うとともに、消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うことを目的として設置されたものです。

現在、実施されている総合教育、専科教育及び実務講習の中で、「幹部科」は、旧本科（約6か月の教育）の流れを引き継ぐ、消防大学校の基幹学科となっています。

現在の幹部科（約2か月）の教育体制となっており約10年が経過していますが、この間、いわゆる団塊の世代が定年となり大量退職の時期を迎えたことに伴う多数の職員の幹部昇任に対し、e-ラーニングによる期間短縮等により幹部教育のニーズの増大に対応してきました。

一時期は4,000人～5,000人台で推移していた退職者数は近年では3,000人台に収束していくことが見込まれていますが、経験豊かなベテラン職員が大量退職したことにより、経験に根ざした技術の伝承と経験の浅い幹部職員の指導力の向上が幹部教育において引き続き重要な課題となっています。

このため、幹部科においては、現場経験の少ない若手職員に対する指導力の強化、切迫する大規模災害等への対応力・指揮能力の向上など、幹部消防職員としての資質を向上させるための教育訓練の質的充実に加えて、柔軟な発想やアイデアの創出・政策立案、一般行政部門との連携、知事・市町村長部局との折衝、議会対応、人事管理、予算要求等の行政運営能力を向上させ、消防全体の組織力の底上げを図ることを目的として、本年度より総時間の1割に及ぶカリキュラムの見直しを図りました。

また、見直しの視点としては、現在、消防本部が抱える課題に対応するタイムリーな講義を新設するとともに、受け身となりがちな講義形式の研修から、能動的に考え解決策を導き出していくワークショップ形式の研修の拡充を図ることとしました。

本年度から導入された新設科目の概要は以下のとおりです。

### ① 伝承講話

急速な若返りと、火災の減少に伴う経験不足を補うため、消防幹部OBに、自らが経験し得た知見となる「暗黙知」を聴き、派遣元本部の人材育成に役立ててもらおうこととしました。

### ② 消防と人権Ⅰ（障害者差別解消法）及び消防と人権Ⅱ（性的マイノリティへの理解）

これまで一般的な内容の人権講話を行っていましたが、これを2時限から3時限に拡充するとともに内容を見直し、障害者差別解消法の施行により、組織にとって「不当な差別」と「合理的配慮の不提供」を無くすことが求められるとともに、禁止事項が起こった場合には内容によっては処分の対象となり得ることとなったことから、「障害者差別解消法」の理解と具体的解説（1時限）と、新しい人権問題として消防組織でも課題となっている、「性的マイノリティへの理解」（2時限）を新設しました。



消防と人権Ⅱ NPO法人虹色ダイバーシティ加藤講師

### ③ 議会対応

これまでの幹部科におけるアンケートでも要望の多かった「議会対応」を、幹部職員として必要な基礎知識を習熟することを目的に導入することとしました。



## ④プレゼンテーション

定数要求を伴う人事管理、予算要求、政策立案等、知事・市町村長部局との折衝・交渉能力を向上させ、相手に共感される、説得できる技法を習熟するため、ワーク中心の講義を導入することとしました。

## ⑤大人の発達障害への理解

組織内のハラスメント事案が課題となっている中で、自閉スペクトラム症や注意欠陥多動性障害など発達障害を抱える職員に対する指導や訓練におけるパワーハラスメントも散見されることから、幹部や指導者となる職員が、発達障害を正しく理解し、ハラスメント事案に進展する前に適正な対応が図れるよう導入することとしました。

## ⑥職員相談対応要領

全国の消防本部でハラスメント事案等が発生し、その対策について求められる中で、相談窓口を設置しても、その対応要領についてのノウハウが無く、実際の相談対応があった場合に適正な事案処理が出来なくなることも考えられることから、先行して取り組んでいる消防本部の相談窓口の対応要領を学び、実際に相談を受けた際の事案処理の進め方をロールプレイ形式で習熟する内容を取り入れました。



職員相談対応要領 相談ロールプレイの状況

## ⑦部下モチベーション向上研修

職員の急速な若返りは全国的な傾向であり、これから10数年経つと、今の若手職員が組織を牽引していくこととなりますが、昔ながらの体育会系の指導が通用なくなっている現在、若手職員のモチベーションを向上し、消防が抱える諸課題に果敢に立ち向かっていく職員を育てていくために必要な知識をワーク形式で習熟する研修を導入することとしました。

## ⑧改革推進講話

人員不足や予算減など、自治体の中で消防を取り巻く状況は厳しく、閉塞感が漂う現状がありますが、アイデアや創意工夫、実学・現場主義により現状を打破する視点とその行動力を養うため、かつて地方公務員として地域創生に携わり、「できない」を「できる！」に変える成功の方程式により、その後内閣官房・内閣府企画官（地域活性化担当）としても活躍され、メディアでも取り上げられた木村俊昭氏を招聘し、幹部科学生のみならず、その部下職員にも、「できない」という閉塞感を打破し、「できる」に繋げる考え方や行動力を学ぶ研修を導入することとしました。

これらの新規科目の設定と併せて、既存講義の時限数の見直しや校外研修の実施方法の見直しなどを図り、時間数はプラスマイナスゼロとなっていますが、内容面では間違いなくプラスに拡充されたと自信を持って言えるカリキュラムになったと考えています。

本年度初回となった第53期では、初めて消防職員相手に教壇に立つ講師も少なくなく、講義内容に試行錯誤されたという感想も聞かれましたが、今後さらに洗練されブラッシュアップされていくものと確信しています。

幹部科は、消防職員の年齢構成の変化から入校資格対象者数が減少傾向にあり、昨今では救助科、警防科、予防課などの専科教育に比べ受講申請数もやや減少している現状にありますが、現在の消防が直面している課題に向き合い、魅力あふれる講師陣による実益ある幹部科にリニューアルされていますので、是非多くの本部からの受講申請をお待ちしています。

### 問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



## 最近の報道発表 (平成30年6月24日～平成30年7月23日)

### <総務課>

30.7.2	平成30年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	平成30年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者 個人22名、団体10団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員7名、女性(婦人) 防火クラブ員5名
30.7.1	平成30年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係)	平成30年安全功労者内閣総理大臣表彰(消防関係) 受賞者は、次のとおりです。 個人4名 団体2団体

### <救急企画室>

30.7.4	「平成30年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足	平成29年中の救急自動車による救急出動件数は約634万件(速報値)と過去最多となり、高齢化の進展等に伴う救急需要の増加への対応が求められています。 今年度は、救急業務の円滑な実施と質の向上を図るため、「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施」と「救急活動時間延伸の要因分析」について検討します。また、救急車の適正利用を推進するため、「#7119(救急安心センター事業)の充実」、「緊急度判定の実施」について検討します。さらに、「救急隊の感染防止対策」、「救急業務のフォローアップ」についても検討することとしています。
--------	-----------------------------	---

### <予防課>

30.7.20	平成29年1月～12月の製品火災に関する調査結果	消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成29年1月～12月に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について、発生件数や製品情報等を取りまとめました。
30.7.17	「加熱式たばこ等の安全対策検討会」の開催	「加熱式たばこ等の安全対策検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
30.6.29	「屋外警報装置等の技術基準検討会」の開催	「屋外警報装置等の技術基準検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。

### <防災課>

30.6.29	町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	我が国は、その自然条件から、地震、水害などの災害が発生しやすい特性を有しており、こうした災害はどこでも起きる可能性があります。 災害時には、短期間の内に膨大な業務に対応・処理することが求められ、市町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。 このため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、市町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。
---------	--------------------------------	---

### <防災課・国民保護室>

30.6.28	7月5日に緊急地震速報の訓練を実施します	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。 7月5日に、国の機関、都道府県、市区町村と連携した全国的な訓練を実施します。
---------	----------------------	--

### <地域防災室>

30.7.18	平成30年度少年消防クラブ交流会(全国大会)を開催します	消防庁では平成24年度から、将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を開催しています。 今年度は千葉県での開催となりますが、20都道府県から56クラブ384名が集結し、日頃の訓練の成果を披露します。
30.7.2	「第23回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災・減災に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で23回目となります本年度は、本日から平成30年9月21日(金)までの間、取組事例を募集いたします。



## 最近の通知 (平成30年6月24日～平成30年7月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第477号	平成30年7月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
事務連絡	平成30年7月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課 消防庁危険物保安室	平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用等に係るリーフレットの送付について
消防予第475号 消防危第138号	平成30年7月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	平成30年7月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について (通知)
事務連絡	平成30年7月20日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成29年1月～12月の製品火災に関する調査結果について
消防予第466号	平成30年7月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付事務を円滑に処理するための取組について
消防予第463号 生食葬0713第1号 国住指第1356号 国住街第118号 観産第323号	平成30年7月13日	各都道府県知事 各保健所設置市の長 各特別区の長	総務省消防庁次長 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 国土交通省住宅局長 国土交通省観光庁次長	住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について
消防予第458号	平成30年7月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用について (通知)
消防危第132号	平成30年7月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成30年7月豪雨に対応した危険物関係法令の運用について (通知)
事務連絡	平成30年7月12日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課 消防庁国民保護・防災部地域防災室	大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨に係る救助活動等に従事した消防職団員の惨事ストレス対策等について
事務連絡	平成30年7月11日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物の屋上部を連結する通路の取扱いについて
消防予第423号	平成30年7月11日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	道路の上空に設ける通路に係る消防法第7条の同意の運用について (通知)
警察庁丁規第83号 消防予第422号 国道利第5号 国住指第1200号 国住街第79号	平成30年7月11日	警視庁 交通部長 各都道府県 警察本部長 各都道府県 消防防災主管部長 北海道開発局 建設部長 各地方整備局 道路部長 内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 各都道府県 道路主管部長 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構総務部長 各都道府県 建築行政主務部長	警察庁交通局交通規制課長 消防庁予防課長 国土交通省道路局路政課長 住宅局建築指導課長 市街地建築課長	「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」の廃止について (技術的助言)
警察庁乙交発第5号 消防予第411号 国住指第1198号 国住街第77号	平成30年7月11日	各都道府県警察の長 各都道府県知事	警察庁次長 消防庁長官 国土交通事務次官	道路の上空に設ける通路の取扱い等について (技術的助言)
消防予第460号	平成30年7月6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について (通知)
事務連絡	平成30年7月4日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	化学工場における事故防止等の徹底について
事務連絡	平成30年7月3日	各都道府県消防防災主管部 (局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁救急企画室	ヒアリに関する対応について (情報提供)
消防参第86号	平成30年7月2日	都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁国民保護・防災部参事官	山岳救助活動時における事故防止の徹底について
消防救第128号	平成30年6月25日	各都道府県消防防災主管部 (局) 長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁救急企画室長	救急業務実施時における交通事故防止の徹底について

## 広報テーマ

8 月		9 月	
①電気器具の安全な取扱い ②防災訓練への参加の呼び掛け ③第66回全国消防技術者会議の開催について	予防課 防災課 消防研究センター	①9月9日は救急の日 ②住宅防火防災キャンペーン ③火山災害に対する備え ④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	救急企画室 予防課 防災課 地域防災室

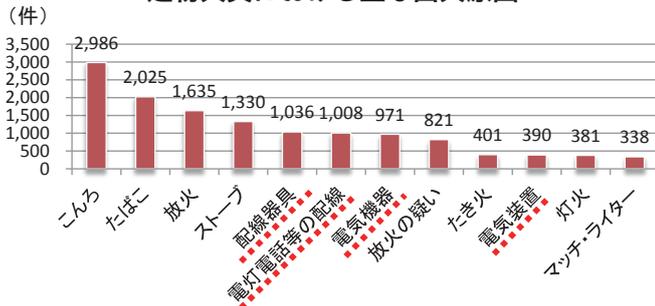


# 電気器具の安全な取扱い

## 予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。

建物火災における主な出火原因



平成29年中の建物火災の件数は、21,365件となっており、そのうち電気器具等（配線器具、電灯電話等の配線、電気機器、電気装置）に起因する火災件数は3,405件で建物火災全体の16%を占めています。

電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

### 1 電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

### 2 電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

また、アイロンやヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくとうつ火災の原因となります。使用しないときは、器具のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。



使用後はすぐにスイッチを切りプラグをコンセントから抜く習慣をつけましょう。

### 3 電気配線等からの出火防止

家電製品やOA機器の普及により、数多くの電気器具を

使用するようになりました。

このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になる傾向があります。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセント自体が過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。



たこ足配線はやめましょう！

また、差込プラグにほこり等が付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります（トラッキング火災）。



付着したほこりなどを取り除き、外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、差込プラグを抜くようにしましょう。



コードを束ねて使うのはやめましょう。

さらに、傷んだコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が乗った状態で使用すると、その部分に負荷がかかり、断線して出火する可能性がありますので、大変危険です。

傷んだコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。

#### 【注意事項】

1. 使用しないときには、**コンセント**から抜く。
2. **たこ足配線**は、絶対にやらない。
3. **差込プラグ**に付着した**ほこり**などは取り除く。
4. **傷んだコード**は使用しない。
5. コードは**束ねた状態**で使用しない。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523



## 9月1日は防災の日 みんなで防災訓練へ！

### 防災課

わが国では、毎年のように地震や台風等の自然災害が発生し、さらに近年では局地的大雨や土砂災害、河川の氾濫等による被害も多発しています。

昨年7月には、梅雨前線及び台風第3号に伴う大雨により、九州北部を中心に、全国各地で死者42名、行方不明者2名の人的被害が発生しました。(平成30年1月17日現在)

今年も台風7号と梅雨前線の影響で、西日本を中心に甚大な被害をもたらしています。

また、今年の6月に発生した、大阪府北部を震源とする地震では、最大震度6弱を観測しました。これにより

死者4名、重傷・軽傷合わせて負傷者419名の人的被害が生じました。(平成30年7月5日現在)

日本では震度5強以上の地震が、7年連続で発生しています。近い将来には、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生する切迫性も指摘されています。

さらには、鹿児島県の霧島山や桜島では3月以降、噴火活動が活発化し、爆発的噴火が複数回にわたり観測されました。この他にも警戒が必要な火山があり、噴石の飛来や火山性地震への注意が必要です。

竜巻等突風もほぼ毎月のように発生しており、昨年も複数回、人的・物的被害が確認されました。

### 防災訓練に参加して習得しよう！

#### <消火器の使用方法>

消火器は初期消火に有効です。  
正しい使用方法を覚えましょう！



※火の根元を狙い、手前からほうきで掃くように消火剤を放射しましょう。

#### <応急救護の方法>

応急救護の方法について学びましょう！

消防署等で行われる救命講習会では軽いけがの処置をはじめAEDを使用した心肺蘇生法について学ぶことができます



#### <安否情報の確認方法>

例えば『災害伝言ダイヤル171』

毎月1、15日や防災週間などで体験利用できるので使い方を確認しましょう！



#### <地域住民等で協力して行う救出方法を学ぶ>

大規模災害時には、119番通報が殺到し、消防車や救急車がすぐに現場に向かえない場合も多々あります。地域のみんで協力し合って救出できるようにしましょう！



自然災害に対し、被害を最小限に抑えるためには、国民一人ひとりが正しい知識を身につけ、いざというときに落ち着いて的確な対処行動をとることが重要です。災害に対する備えは、日ごろの防災意識や防災訓練の体験によって培われますので、そのためにも、各地方公共団体、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練に積極的に参加することが望まれます。

防災訓練では、情報の収集伝達、避難・誘導、初期消火、応急救護、地震体験等、実践を踏まえた経験をすることにより、一人ひとりが災害発生時の対応策を身に

つけることができます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」や8月30日から9月5日までの「防災週間」、11月5日の「津波防災の日」を中心に防災訓練が行われますので、積極的に参加し、“いざ”という時に対応できる力を身につけましょう。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課 崎谷  
TEL: 03-5253-7525



# 第66回全国消防技術者会議の開催について

## 消防研究センター

消防研究センターでは、全国の消防技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しております。本会議では、消防関係者による一般発表に加え、平成30年度消防防災科学技術

賞の表彰式および受賞者による口頭発表・展示発表、さらに、消防研究センターにおける研究成果等を発表する「第22回消防防災研究講演会」も併せて実施します。皆様のご参加をお待ちしております。

### 記

1	開催日	第1日 平成30年11月21日(水) 第2日 平成30年11月22日(木)
2	場所	ニッショーホール(日本消防会館) 東京都港区虎ノ門2-9-16
3	定員	両日とも650人(参加費無料)
4	内容	<p>【11月21日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別講演 講師：吉田信彌氏(東北学院大学 教授) 演題：「安全知識をどのように共有するか」</li> <li>●平成30年度消防防災科学技術賞表彰作品の発表・表彰式</li> </ul> <p>【11月22日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●消防関係者による一般発表</li> <li>●第22回消防防災研究講演会 テーマ：「大規模物流倉庫火災」 内容：2017年2月16日、埼玉県三芳町の大規模物流倉庫において発生した火災は約45,000㎡を焼損し、鎮火までに13日を要する大きな火災となった。</li> </ul> <p>倉庫は従来ものを保管する場所であったのに対して、近年の生活様式の変化により、多種類の商品を保管、仕分けし、小分け発送を行う物流の拠点へと変化したものが現れている。そのため、従来は倉庫内に多くは見られなかったコンベヤが縦横に走り、多くの人が常時内部で働くという新しい形態となっている。このような中で起きたこの火災は、窓の少ない建物、内容物の多様さ等から長期の活動を余儀なくされた。</p> <p>この火災は、消防法第35条3の2に基づく消防庁長官が自ら火災原因調査を行う事故となり、消防研究センターから延べ132人の職員を投入し原因調査業務にあたった。消防設備が規定に基づき設置されている建物で、なぜこのような大きな災害になったかを検証するため、消防庁・国土交通省は「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を開催し、委員会より各種の提言がなされた。</p> <p>この講演会では、契機となった2017年発生の大規模物流倉庫火災の状況・活動、それを受け再発防止に向けた行政、事業者の取り組み、研究活動について講演を行う。</p>
5	プログラム	消防研究センターのホームページ( <a href="http://nrifd.fdma.go.jp/">http://nrifd.fdma.go.jp/</a> )をご覧ください。「イベント情報」欄の「【技術】第66回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。逐次詳細なものに更新します。
6	参加申込み方法	消防研究センターのホームページから、申込専用サイトにアクセスし、必要事項を入力してください。申込みを取り消す場合又は申込み内容を変更する場合にも、このサイトをご利用ください。 なお、上記の方法が難しい場合は、下記にお問い合わせください。
7	参加申込み期間	8月13日(月)から11月18日(日)まで (但し、各日定員になり次第締め切ります。)
8	問い合わせ先	消防庁 消防研究センター 研究企画室 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3 TEL:0422-44-8331 FAX:0422-42-7719 E-mail: 66_gijutsusha@fri.go.jp



# 「第23回防災まちづくり大賞」の事例募集

## 地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災・減災に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的としています。

23回目となる今年度は、9月21日（金）まで事例を募集いたしますので、皆様からのたくさんの御応募をお待ちしております。

### 【募集対象】

- 防災対策に関するハード的な取組を実施している組織、団体
- 防災対策に関するソフト的な取組を実施している組織、団体
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している組織、団体
- 住宅防火対策を通じて災害に強いまちづくりを推進している組織、団体

### 【募集期間】

平成30年7月2日（月）～9月21日（金）  
（平成30年9月21日消印有効）

### 【表彰】

優良な取組として表彰に選ばれました団体には、平成31年3月上旬ごろに東京都内で行われます表彰式において、表彰状が授与されます。表彰区分は次のとおりです。

- 総務大臣賞（3件程度）
- 消防庁長官賞（5件程度）
- 日本防火・防災協会長賞（10件程度）

【総務大臣賞・消防庁長官賞・（一財）日本防火・防災協会長賞】

## 第23回防災まちづくり大賞 大募集!!

募集締切: 2018年9月21日(金)まで  
表彰式は、来年(2019年)3月上旬に東京都内で開催を予定しています。

**目的**  
防災に関する優れた取組、アイデア、効果的な取組について、総務大臣や消防庁長官等から表彰させていただき、その取組を全国に広めることで、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進を目的としています。

**募集対象**

- 防災対策に関するハード的な取組を実施している組織、団体
- 防災対策に関するソフト的な取組を実施している組織、団体
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している組織、団体
- 住宅防火対策を通じて災害に強いまちづくりを推進している組織、団体

**評価のポイント(例)**

- 長年にわたり地道に活動している(継続性)
- 他の組織、団体でも活用できる(複製性)
- 住民、団体、企業、消防団など多くと連携している(多様性)
- コミュニティ全体で実施している(自主性・自発性)

**推薦・自薦問わずどなたでも応募できます!**  
応募には郵送の応募用紙をご利用いただけます。また、お郵送の団体・組織・企業・個人の連絡先は必ずしも掲載していただく必要はありません。

詳しくは「消防庁 防災まちづくり大賞」のWebページをご覧ください  
過去の受賞例(事例集)も掲載しています

**防まち大賞** **検索**

主催: 総務省消防庁 共催: (一財)日本防火・防災協会

詳細につきましては、消防庁ホームページ内にあります「防災まちづくり大賞」のページをご覧ください。

また、近年表彰されました取組をまとめました事例集もご覧いただけますので、応募の際には是非ご確認ください。

[https://www.fdma.go.jp/html/life/machidukuri\\_taisyo/index.html](https://www.fdma.go.jp/html/life/machidukuri_taisyo/index.html)



### 問い合わせ先

消防庁地域防災室 佐々木  
TEL: 03-5253-7561



# 危険物施設等における事故防止について

## 危険物保安室

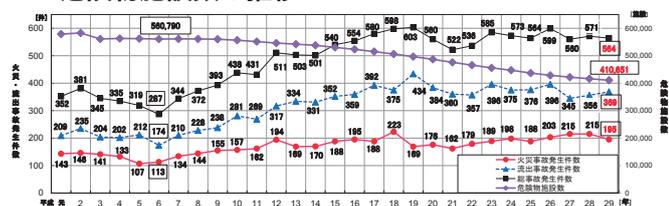
### 1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策についてご紹介します。

#### 図 危険物施設における火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移



(注) 事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

### 2 事故防止対策の目標等

平成28年3月より「危険物等に係る重大事故（注1）の発生を防止すること」を事故防止対策の目標としています。

消防庁においては、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うことにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故発生件数の推移等からその効果を検証していくこととしています。また、軽微な事故が多数発生するうちに重大事故も発生するという考え方（ハインリッヒの法則）を踏まえ、軽微な事故（注2）の発生を防止する方策についても検討していきます。

関係団体・企業等においては、業態・実態に応じた事故防止対策を推進することとし、重大事故が発生していない場合であっても、軽微な事故の発生を防止する方策の検討等を実施することとしています。

(注1) 1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

(注2) 全ての深刻度評価指標で深刻度レベル4に該当する事故

### 3 平成30年度の消防庁の取組

平成30年度危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

○ 都道府県別の重大事故等に係る統計、消防庁で把握した事事例・良好事例を、都道府県及び消防本部に広く周知することにより、都道府県及び消防本部の事故防止に係る取組の活性化を促します。

○ 重大事故の発生を防止するため、ヒューマンエラーによる事故に着目し、事故の発生を防止する方策について検討する。

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有します。

※ 今年度は宮城県、栃木県、愛知県、兵庫県、島根県、佐賀県の6箇所で開催します。

○ 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図ります。

### 4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議及び危険物事故防止講習会の開催について」（平成30年7月20日付け消防危第137号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配慮をお願いします。

<危険物等に係る事故防止対策の推進について（通知）>  
([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328\\_ki41.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi3003/pdf/300328_ki41.pdf))

#### 問合わせ先

消防庁危険物保安室 小島、篠崎  
TEL: 03-5253-7524



# 「地域防災を担う人づくり」国際シンポジウムの開催

## 公益財団法人 日本消防協会

公益財団法人日本消防協会では、平成28年10月に行った「地域防災と消防団」国際シンポジウムに引き続き、総務省消防庁など関係の方々のご協力を頂いて、下記のとおり国際シンポジウムを開催いたします。このシンポジウムは、地域の防災リーダーづくりに取り組んでおられる国内外の事例の発表や意見交換などを行い、今後の地域防災体制の強化に貢献することをめざしていきます。

### 記

#### 1 趣旨

さまざまな思いがけない火災、自然災害が発生するなか、どんなことがあっても生命を守り抜くことができる消防防災体制を築かなければならない。そのためには、常備消防、消防団の充実は勿論重要だが、同時に地域の総力を結集する地域防災体制の強化が必要である。平成25年制定の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」はまさにこのことを今後の日本消防のめざすべき方向として明らかにしたものである。地域の体制整備は、いかにすれば地域の人と人とのつながりが基本であり、地域のリーダーが不可欠である。リーダー養成を進めながら、地域の皆さんの総参加を実現することが重要である。

このシンポジウムは、海外を含めた関係情報の交流、今後の推進方法についての意見交換をし、我が国における地域防災体制の強化に貢献することをめざすものである。

#### 2 主催

公益財団法人 日本消防協会

#### 3 日時及び場所

- (1) 日 時  
平成30年 9月18日 (火)  
14時から17時まで
- (2) 場 所  
都市センターホテル「コスモスホール」  
(東京都千代田区平河町2-4-1)

#### 4 進行

- 14時 開会
- 14時10分 シンポジウム第1部  
パネリストによる発表及び意見交換
- 15時30分 休憩
- 15時45分 シンポジウム第2部  
パネリスト及び会場内参加者による意見交換
- 17時 閉会

#### 5 パネリスト

##### アメリカ

全米義勇消防協会前会長 フィリップ・ステイトバーグ

##### ドイツ

ドイツ消防協会副会長 ラルフ・アッカーマン

##### フィンランド

フィンランド消防協会理事長 シモ・ウェックステン

##### 日本

総務省消防庁国民保護・防災部長	大村 慎一
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長	室崎 益輝
徳島県知事	飯泉 嘉門
横浜市危機管理監	荒井 守
鎌倉市長	内藤 久夫

##### コーディネーター

日本消防協会会長	秋本 敏文
日本防火防災協会会長	

#### 6 会場内参加者

国、都道府県及び市町村の防災行政担当者、消防長及び消防団長、地域防災関係者（自主防災組織、女性防火クラブ等）

#### 7 その他

日本語・英語の同時通訳を行います。

##### 問い合わせ先

公益財団法人 日本消防協会 国際部  
TEL: 03-3503-3053

【 総務大臣賞 ・ 消防庁長官賞 ・ (一財)日本防火・防災協会長賞 】



# 第23回防災まちづくり大賞

## 大募集!!

**募集締切：2018年9月21日(金)まで**

表彰式は、来年(2019年)3月上旬に東京都内で開催を予定しています。

### 目的

防災に関する優れた取組、アイデア、効果的な取組について、総務大臣や消防庁長官等から表彰させていただき、その取組を全国に広めることで、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進を目的としています。

### 募集対象

- 防災対策に関するハード的な取組を実施している組織、団体
- 防災対策に関するソフト的な取組を実施している組織、団体
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している組織、団体
- 住宅防火対策を通じて災害に強いまちづくりを推進している組織、団体

### 評価のポイント(例)

- 長年にわたり地道に活動している(継続性)
- 他の組織、団体でも活用できる(模範性)
- 住民、団体、企業、消防団など多くと連携している(多様性)
- コミュニティ全体で実施している(自主性・自発性)

## 他薦・自薦問わずどなたでも応募できます！

応募は裏面の応募用紙をご利用いただけます。また表彰対象は団体・組織・企業・個人の直接的な営利目的ではない活動とさせていただきます。

詳しくは「消防庁 防災まちづくり大賞」のWebページをご覧ください  
過去の受賞例(事例集)も掲載しています

防まち大賞

検索



主催:  総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



共催: (一財)日本防火・防災協会